

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月1日から同年6月15日まで

C社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和48年5月1日付けでA社から出向となり、申立期間も同一企業グループ内の社員として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された人事記録（在職履歴）及び複数の同僚等の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてC社に勤務し（昭和48年5月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、申立人が出向したとするC社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるところ、同社の元総務担当者は、同社は同一企業グループ内の一社であり、グループ内の異動においては厚生年金保険の加入期間が継続するよう意識して事務処理を行っており、同社が適用事業所となるまでの期間については、出向元企業において被保険者資格が継続しているものと理解し、同社が控除した申立期間に係る保険料についてはD社（本社）に戻入れを行っていた旨供述している。

これらの事情を考慮の上判断すると、申立期間については、A社が申立人に

係る厚生年金保険の被保険者資格を継続させるべきであったと考えられることから、申立人の同社における資格喪失日を昭和 48 年 6 月 15 日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 48 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和 48 年 5 月 1 日とされていることから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 56 年 8 月 3 日まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入した記録が無い。同社には、昭和 46 年 4 月に入社し、退職する 56 年 8 月頃まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人がA社に、昭和 46 年 4 月頃からフォークリフトの運転手として勤務していたとして申し立てしているところ、同社に勤務していた複数の従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間の一部において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、平成 7 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、既に解散しており、また、申立期間当時の事業主は既に死亡し、申立人の妻が記憶する申立人の同僚 2 名についても、既に死亡していることから、申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、このうち 1 名は、「申立人は、アルバイトの身分で同社に勤務していた。」と供述している。

また、A社で社会保険及び給与計算の事務を担当していた従業員は、同社にはアルバイトなど正社員ではない者が複数在籍しており、これら正社員でない者は厚生年金保険に加入させていなかった旨の供述をしている。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の記録は無く、整理番号にも欠番が無いところ、仮に事業主から申立人の妻が主張するように昭和 46 年 4 月 1 日の資格取得の届出が社会保険事務所 (当時) になされていたとすれば、その後、10 回の

報酬月額算定基礎届及び資格喪失届が出されているはずであるが、これら複数回の届出を全て当該社会保険事務所が誤って記録していないとは考えられず、同社が申立人の厚生年金保険に係る届出を行っていなかったものと考えられる。

加えて、申立人を世帯主とする家族は、申立期間のうち、昭和54年2月*日から56年8月*日まで生活保護を受けており、当該期間においては、申立人がA社に正社員として勤務し、報酬を得ていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 1 日から 18 年 8 月 1 日まで
申立期間の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた報酬月額より、かなり少ないことが分かった。申立期間の給与支給明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録においては、平成 15 年 6 月から 17 年 7 月までは 28 万円、同年 8 月から 18 年 7 月までは 34 万円と記録されているが、申立人から提出された給与支給明細書及びA社から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立期間に係る報酬月額は、申立人の主張するように、オンライン記録よりも高い 40 万円以上であることが確認できる。

しかしながら、当該給与支給明細書及び賃金台帳における申立期間に係る厚生年金保険料控除額から標準報酬月額を算出すると、当該標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額以上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 8 日から平成元年 3 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社設立時の昭和 57 年 4 月 8 日から同社に勤務し、同日から厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、同社に係る商業・法人登記簿謄本から、申立人が、同日以降、申立期間を含めて同社の取締役であることは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年 3 月 1 日であり、同社は、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。そして、同社が 2 年 2 月 1 日から加入している C 厚生年金基金は、同社に係る厚生年金基金加入員（設立時・編入時）資格取得届（同社の社判及び代表印が押されている。）を保有しているところ、当該資格取得届には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を記載すべき入社年月日の欄の日付が、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日と同じ元年 3 月 1 日と記載されており、同日付けで、事業主が社会保険事務所（当時）に同社を厚生年金保険の適用事業所として届け出たことが推認できる。

また、A社は、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、社会保険事務所は、当該期間の厚生年金保険料について同社に対して納入の告知を行っておらず、同社は、当該厚生年金保険料を納付していないと認められる。このため、同社が申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたとは考えられない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が昭和 51 年 8 月から申立期間を含めて平

成元年2月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から40年4月21日まで
申立期間については、平成21年8月に第三者委員会に対して脱退手当金の支給記録を取り消してほしい旨の申立てを行ったが、認められなかった。
しかし、申立期間に勤務したA社を退職した直後から国民年金保険料の納付を続けている私が、脱退手当金を請求するはずがなく、また、年金記録のコンピュータへの誤入力の数多く明らかになっている中で、「脱退手当金支給決議書」等の手書きの書類が確認できないので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を信用することはできない。当該脱退手当金支給記録は、コンピュータへの誤入力によるものだと確信しているため、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人から当該期間に係る脱退手当金を受給していないとして平成21年8月に申立てが行われているところ、申立人が申立期間に勤務をしていたA社の従業員調査の結果から、同社が脱退手当金の代理請求をしていた可能性が高いと考えられること、また、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があり、支給額に計算上の誤りが無いこと等から、社会保険事務所(当時)における当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどの理由により、既に当委員会の決定に基づき、22年1月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「第三者委員会の審議結果に納得できないため、年金事務所に対し、脱退手当金の支給に係る「脱退手当金支給決議書」等の証拠書類を請求したところ、当該書類は保存期間経過のため既に廃棄している旨の回答を得た。当該書類が無く、申立期間に係る脱退手当金の支給記録は信用できない。」とし、年金事務所からの当該書類が保存されていない旨の回答書を新たな資料として、再申立てを行っている。

しかしながら、当委員会は、前回の申立てに係る調査・審議において、既に申立人の

申立期間に係る脱退手当金の支給に関しては、「脱退手当金支給決議書」等の支給に係る証拠書類が存在しないことを確認し、これを踏まえて、上記記録の訂正は必要でないとする結論を出しており、年金事務所からの上記回答は、新たな証拠資料とはならない。

このため、今回の再申立てについては、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。